

2005年1月11日

廃リ部会意見具申案について

【宛先】

環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

【提出者】

住所：〒171-0031 東京都豊島区目白 3-17-24 総合設計機構ビル 2F

氏名(会社名・所属団体)：国際環境NGO FoE Japan (団体として)

TEL：03-3951-1081 FAX：03-3951-1084

em ail: seguchi@foejapan.org (担当：瀬口 亮子)

【意見】

全体として

我が国の循環型社会形成に向けての動きは緒についたばかりであり、循環型社会形成推進基本法の原則および基本計画に基づき、「3R(リデュース、リユース、リサイクル)」に重点を置いて国と市町村が一体となってこれを進めていくべきであるとの姿勢が表れている。

しかしながら、各種リサイクル法の制定の中で育ちつつある「拡大生産者責任」の考え方がここでは見えず、一般廃棄物処理に関する責任は依然市町村に重くのしかかるとの印象がある。

この意見具申案は、現在の廃棄物処理法の枠組みにおける「一般廃棄物の問題は市町村責任」に基づくものと思う。しかしながら、この枠組み自体を循環型社会形成推進基本法の考え方に照らして今後も堅持すべきなのかどうかも再考すべきではないか。2ページの「基本的視点」にもあるように、循環型社会の実現のためには、消費者、事業者も加えて、改めて「適正な役割分担」について議論すべきである。そしてその議論をするのであれば、必然的に拡大生産者責任の考え方の制度化についても触れることになるはずである。国と市町村の役割だけを示すこの意見具申案は、その意味でそもそも議論すべき議題に欠けている部分があると思われる。

個別意見(該当箇所)

1) 有料化の推進(P4~5)

「一般廃棄物の発生抑制や再使用を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重要である」との見解は同感である。しかしながら、国や事業者がリサイクルのしくみを確立していないゆえに本来であれば「資源」であるものに課金されることは不合理である。

ドイツや韓国などでは、一般廃棄物の有料化は導入されているが、生ごみは資源として回収されている。我が国でも一部の自治体は生ごみを資源として回収しているが、食品リサイクル法に

より産業廃棄物の生ごみはリサイクルのしくみも技術も確立しつつある現在、一般廃棄物の生ごみは焼却、という方針は矛盾している。都心部においても回収が可能なことはソウル市が証明している。

また、使い残りの薬品、洗剤などは、薬局なり自治体が回収するといったしくみが確立されていないため、やむをえず容器ごとごみとして排出されているのが現状である。

有料化を進めるにあたっては、まず、資源化できるものに関する可能な限りの回収・再生制度の整備、危険・有害物などの事業者、自治体による回収責任のしくみを確立した上で行うべきである。

2) 一般廃棄物処理システムの最適化 (P7)

今後の廃プラスチックの取り扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により拡がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチックについては、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展や、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行う方向でシステムを見直すことが適当である」との記述およびその後のこれを標準化すべきとの記述について、製品プラスチックに関するリサイクルシステムの確立があるべきことが明記されていない。

容器包装リサイクル法で歩みだしたプラスチックの再生利用だが、PETボトル以外の「その他プラ」の扱いで悩んでいる自治体が多いことは事実である。しかし、汚れてマテリアルリサイクルに不向きな容器と、質のよい再生プラスチックに生まれ変わることができる多くのプラスチック製品は同じ扱いにすべきではない。近い将来の石油資源の枯渇、および地球温暖化防止の観点からしても、製品プラスチックの回収と再生利用は国策とすべきである。

また、廃プラスチックに関する「まず発生抑制」について、その具体的施策を示すべきである。容器包装に関する「無駄な容器包装を避ける」ということだけでなく、上記の石油資源の枯渇、地球温暖化防止の観点から、製品プラスチックについても、「紙・木などの素材への転換」「植物製(生分解性)プラスチックへの転換」や、「電気製品などの「長期使用」「修理しての使用」などが挙げられるが、これらは事業者の商品の設計やサービスの変更を求める根本的な解決である。その意味で、拡大生産者責任の考えを取り入れずに議論すべきではない。

以上の拡大生産者責任に基づく根本的な発生抑制の施策、および製品プラスチックも含めた回収・再生制度の確立なくして、国が市町村に対して廃プラスチック焼却(熱回収)を「最適」なシステムとして示すべきではない。

以上